

## PCB 特別措置法に基づく行政処分等の実施について

平成 30 年 3 月  
環境省廃棄物規制課

## 1. 現状及び今後の対応

- 今年度後半にかけて、北九州事業エリアの各県市において、地方環境事務所や JESCO、産業保安監督部等の関係機関と協力しつつ、処分期間内に適法な委託契約に至るよう指導を行ってきた一方で、既に複数の事案に関し、年度明けの行政処分の実施が見込まれる状況にある。
- こうした状況を踏まえ、一部の県市では、個別の保管事業者に対し、改善命令を始めとする行政処分の実施を見据えた具体の準備を進めている。
- さらに、代執行の実施に至った場合には、環境再生保全機構及び JESCO が実施する PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援を受けることができることから、その申請等の手続きも必要となる。
- 既に昨年 10 月 2 日の通知（参考資料 4）でも行政処分の実施に当たっての考え方を都道府県市宛て示しているが、各県市を始めとする関係機関の今後の対応に係る基本的な考え方を下記のとおり整理する。
- 関係機関において、下記の考え方を踏まえつつ、個別の事案の対応に関しては、緊密に連携を取って進めていくこととする。特に来年度の対応については、計画的処理完了期限までに確実に処分委託を終了するという観点から、適切に判断することとする。

## 2. 今後の対応に向けた考え方

## (1) 今年度中（処分期間内）の対応【既に実施中】

- 全ての未契約事業者に関し、年度内のできる限り早期に JESCO との委託契約を締結すべく、全ての関係機関が連携して適切な取組を実施。
- 同時に、各県市は、年度明け早々の改善命令の実施を見据えて、義務違反の場合改善命令の対象となること等について未契約事業者に対して文書で通知。
- 各県市において、保管事業者に対する助言や指導の経過について記録を作成。
- 未契約事業者等に対しては、各県市において報告徴収・立入検査を実施し、対象となる PCB 廃棄物の情報（種類、重量、性状、破損の有無等）について正確な情報を把握。
- 行政処分の対象となる個々の事案について、各県市において、地方環境事務所と緊密に連携し、来年度の具体の対応について時系列で必要な対応を整理・準備。

## (2) 来年度の対応

### ① 未契約事業者

- 各県市において直ちに改善命令の手続きを開始（早期に最初のステップである行政手続法に基づく弁明の機会の付与を実施）。
- 並行して、代執行せざるを得なくなる事態を想定し、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。
- ただし、今年度末に駆込み的に新規登録が増加している状況に鑑み、2月以降に新規登録された事業者に関しては、年度明けに各県市より事業者に対して改善命令の要件に合致していることを伝達しつつ、一定期間内（遅くとも4月中）に契約を締結できなければ改善命令を発出する可能性があることを伝達し、委託契約を促進する。

### ② 契約後処理料金未払いの事業者

- 処理料金の未払い事業者に関しては、本年1月に JESCO において処理委託契約のひな形を改正し、当該ひな形を利用した契約については、処理委託契約後に期限までに料金の支払いがなかった場合、JESCO から無催告で契約解除することが可能となった。
- 料金未払いの事業者に対しては、支払い期限前に、各県市から当該事業者に対して、期限までに料金の支払いがなく契約が解除された場合は改善命令を発出することについて、できる限り書面により確実に伝達。
- その上で、期限までに料金の支払いがない場合には、JESCO において直ちに契約が解除されることから、各県市においてすみやかに改善命令の手続きを開始。その後の対応は①に準じて実施。

### ③ 保管事業者が不存在又は不明の場合

- PCB 特別措置法第13条第1項に基づく公告の手続きを直ちに開始。終了後、代執行の手続きを開始。
- 公告の実施に並行して、代執行の実施に備え、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。

### ④ 新規発覚の場合

- 来年度中に新規発覚した事案に対しては、その状況の如何に関わらず、直ちに事業者向けに文書で早期の処理委託を指導するとともに、改善命令又は代執行の手続きを開始。その際、改善命令の履行期限、公告の期間等については、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じ、適切な期限を設定。
- また、事案の発覚と同時に、代執行の実施に備え、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始。
- 発覚の時期によっては、保管事業者の存否に関わらず、PCB 特別措置法第13条第1項第3号の規定を適用し、「いとまがないとき」として直ちに代執行に着手することについて、計画的処理完了期限までに確実に処分委託を終了するという観点から個別に判断。

(以上)